

平成26年度税制改正大綱より
生産性向上設備投資促進税制の創設！！

Q：内容

生産性向上設備投資促進税制とはどういった制度ですか？
また適用を受けるためには、何か準備しないといけない事がありますか？

A：新しい税制で生産性を向上させる設備について即時償却を認める制度です。
また単年度の節税効果は大きく、短期間での株価引下げにも有効な制度です。

(1) 改正内容：

「生産性の高い先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善のための設備」への投資に、「即時償却」又は「税額控除」を認める制度です。

(2) 制度概要：

青色申告法人が、平成26年1月20日～平成29年3月31日の間に、「生産性向上設備等」該当の「機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア」を取得し、国内事業の用に供した場合、以下の特別償却又は税額控除（法人税額の20%以内）を選択出来ます。

償却限度・控除額

取得時期 資産の種類	平成26年1月20日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成29年3月31日
機械装置、工具、器具備品	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

注) 税額控除は、法人税額の20%が限度

(3) 対象設備：(本店・福利厚生施設等除く)

A. 先端設備：旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル。

<対象>

機械装置（限定なし）

器具・備品（試験・測定器、冷凍器付陳列ケース、サーバー等）

建物関連（ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓等）

稼動状況等の情報収集・分析・指示ソフトウェア、工具（ロール）

注) ソフトウェアは、中小企業者等が取得等をするものに限る

<確認方法>

メーカーが各工業会等に要件適合の確認を申請し入手した「証明書」を税務申告書に添付する必要があります。

B．生産ラインやオペレーションの刷新・改善：

事業者作成の設備投資計画上の投資収益率が15%以上（中小企業は5%以上）のもの。

<対象>

機械装置、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備、構築物。

（生産性向上や最新モデル不問）

注）ソフトウェアは、中小企業者等が取得等をするものに限る

<確認方法>

事前に申請者作成の設備投資計画を会計士・税理士が要件確認し、次いで経産局が確認し、各「確認書」を申告書に添付。Aより時間がかかります。

平成26年7月
税理士法人石井会計

